

Ⅸ 社会が求める法律家—弁護士の職域拡大

日本組織内弁護士協会前理事長/ダイバー シティ研究会座長
マクニカホールディングス株式会社 執行役員ジェネラル・カウンセラー
弁護士 榊原 美紀

1. 自己紹介

簡単に自己紹介させていただく。私は約25年前に弁護士登録し、企業法務の法律事務所に就職した。当時は、女性で企業法務の法律事務所に就職するのは、非常にたいへんであった。なんとか英語ができたこともあり、日本の企業法務の法律事務所に入り、アメリカのロースクール留学、外資系の法律事務所を経て、2003年からインハウスロイヤーとなった。女性はインハウスロイヤーの世界では、ジェンダーギャップをほとんど感じないという利点があること、さらに、コーポレートガバナンス・コードなどの外部環境の影響もあって、非常にニーズが高いことを付言しておく。

2. 組織内弁護士の需要・数の増加と職域拡大

20年前の日本のインハウスロイヤーの数は、おそらく100人前後であった。それが現在は3,000人に近づいている。20年で約30倍近い増加となっている。

これは、強い潜在的な需要があったことを示しているが、現在もそれが続いており、益々需要に対して供給が追いついていない状態がずっと続いている。司法試験合格者の減少もあって特に「企業法務のマーケット」はずっと売り手市場なのである。

新卒・中途の弁護士を採用したいという企業は、単に数の増加だけに留まらない。職域の拡大もみられる。以前は、「弁護士」というだけで、当然に「法務部門」に就職するのが一般的でしたが、最近では、法務部以外にも多く所属している。例えば、「知財部門」、「経営企画」、「内部統制」、「内部監査」、「コンプライアンス部門」などは、昨今の日本企業の不祥事も相まってニーズが増加している。例えば、セクハラ・パワハラなどの研修がある。最近では、個人情報保護などのデータ保護法、LGBTQなどの人権、SDGsに関するものなど、意外に思われるのではないかと思うが、憲法まで活かすことができるといえる。これらの業務によって、法の支配を企業や組織に浸透させていく、たいへんやりがいのある仕事である。不正調査や懲戒処分に関わる仕事は、刑事訴訟法の勉強が活きてくる領域である。事実認定と証拠による認定などは、弁護士という「プロ」ならではのスキルが活かせることが、企業に入ってみて実感できる。

3. ロースクールで受けた教育が組織内弁護士の職務で広く活用されること

私自身についていえば、リーガルの責任者だけでなく、今やリスクマネジメント・

コンプライアンスも当然のことながら、ダイバーシティー&インクルージョンといった、以前なら人事部門が担当していた業務の責任者までやっており、これも憲法や法曹倫理などの教育が活きている例といえる。

従って、ロースクールで学んだことは、司法試験科目のような基本法はもちろんのこと、法曹倫理や選択科目なども含め、インハウスイローヤの仕事においてはすぐに役立つものばかりである。社会に出て、しかも法律事務所や裁判所のような典型的な法曹の就職先ではない場所でも非常に強く求められている。企業だけではなく、中央省庁、地方自治体、においても採用できないで困っているとよく聞かし、さらには、NPO、研究機関、大学、病院、スポーツの団体、例えば、相撲協会まで弁護士を採用していたようである。霞が関では、法律を作って、内閣法制局の審査に苦勞したり、大学では、企業との共同研究開発を行う部門で、ライセンス契約や知的財産業務を担当している弁護士もいる。ここで全てを上げることはできないが、今や、どんな領域にもニーズがあると思える。スポーツの世界などは、不祥事も多く、コンプライアンスなどの強化が必要なので、これから弁護士採用が増加するのではないだろうか。

4. アメリカと日本における弁護士のキャリア選択

アメリカでは、以前から多くのキャリアの選択肢があり、あっちに行ったり、こっちに戻ったりと、弁護士資格を「通行切符」のようにしてキャリアをまたにかけることを「revolving door」と呼んでいました。

日本もいつかそうなる日が来るのだろう、と2000年代前半に予測はしていましたが、想像以上の速さでリーガルマーケットは発展している。以前は、いったんインハウスイローヤになると、それは片道切符で、法律事務所には戻れないと言われたものである。しかし、最近は、いったんインハウスイローヤになっても、法律事務所に戻る人もよく見かけるようになった。また、任期付公務員になったり、しばらくしてビジネスに近いところが良いと思えば、企業に戻ったり、と縦横無尽に転職する人を見かける。企業についても、以前は大都市に本社をおく大企業が多かったが、最近は、地方の企業、また、スタートアップやベンチャーなど自身で創業メンバーになってビジネスを行う弁護士も出てきている。アメリカでは、大統領や企業のCEOが弁護士資格を有することが多いことに鑑みれば、別に不思議なことではないといえよう。また、副業をしている弁護士も増えつつある。

5. 弁護士のキャリア選択に関する変化

私の場合には、上場企業の執行側と社外取締役として監督側を同時に経験できている点に特徴がある。他の方も、インハウスイローヤをしながら、法律事務所にも籍をおいて個人事件を受けるなど、キャリアのバリエーションはどんどん広がり、無限の可能性があるキャリアであるといえる。

重要なことは、これからは、複数のキャリアを経験することになる人が多いということである。私自身も、はじめはお試しのつもりであったが、企業のインハウスの方が面白くて肌に合うと思い、どこかの地点

から、法律事務所に戻らないと思うようになりました。複数のキャリアを経験することを想定した教育を意識することが益々求められるだろう。

今や、私も含めて私の周りの法務部門のトップたちは、「弁護士が採用できない」と嘆いており、争奪戦となっている。私が2022年の3月まで理事長を務めていた日本組織内弁護士協会においても、「キャリア形成」や「キャリアパス」をうたったセミナーはどれも大人気で、すぐに数百名が申し込んで席が埋まるほどである。したがって、インハウスにいったんなった以降も、次のキャリアをどうしよう、中長期で自分のキャリアをどのように組み立てていこう、と考え続けるのは、今の弁護士にとっては当たり前になりました。以前なら、裁判官、弁護士、検察官の三択で、一旦決めたキャリアが一本道のように続いたのが、今は、10個以上選択肢があり、それらがリボルビングドアのように動く時代になりました。企業側においても、「一括新卒採用」、「年功序列」、「終身雇用」が崩壊し、キャリア形成は日本全体として変化している。

6. ロースクールの学生から見た組織内弁護士に対するイメージ

ところで、私自身が時々ロースクールで、「企業内法務」の授業を行う機会がある。授業後のアンケートで、多くの学生が必ず書くベスト2を紹介したいと思う。ランキング1位が、自分たちが今勉強していることがこんな風に実務で活かせることがわかって嬉しい、意外、というものである。特に、企業の中での仕事がイメージしにくいためか、それらを聞いて、一度はインハ

ウスロイヤーをやってみたくなったとか、就職先をインハウスロイヤーに変えようと思った、とまで書かれていることがあって驚く。ランキング2位は、同じインハウスロイヤーといっても、企業やポジションによってかなり仕事が異なる点に驚いたというコメントである。ロースクールの「企業内法務」の講師のセレクションをお手伝いしているが、その際に気を付けているのは、男女比、年齢、肩書、業種などのバリエーションである。法律事務所の場合だと、パートナーかアソシエイトかで、仕事自体は大きくは変わるものではない。他方、企業の場合、私のようなリーガル部門のトップの仕事と、部長、課長、平社員の仕事は、それぞれ随分異なる。例えば、最近「人材育成」の仕事が楽しいと感じているが、法曹養成に少し似ているかも知れない。業種によっても随分異なるため、どの業界にいくかという点も重要である。金融業界、製薬業界、商社、メーカー、ITなど異なる特徴があるし、日本企業にいくか、外資系にいくかでも、相当の違いが生じる。

7. 多様な選択肢が存在することの意義

私自身は、最初に日本企業のインハウスとなり、その後、外資系を経て、日本企業に戻った。グローバルな日本企業にいと、海外子会社に対するガバナンスの仕事がある。これは外資系には存在しない仕事である。これがたいへん面白いため、日本企業に戻ってきたわけであるが、これも、法律事務所も見て、日本企業も外資系企業も経験したからこそ、その面白みに気付いたわけである。したがって、比較の物差しを持

つことは重要であるといえる。

8. ロースクール教育に求められること

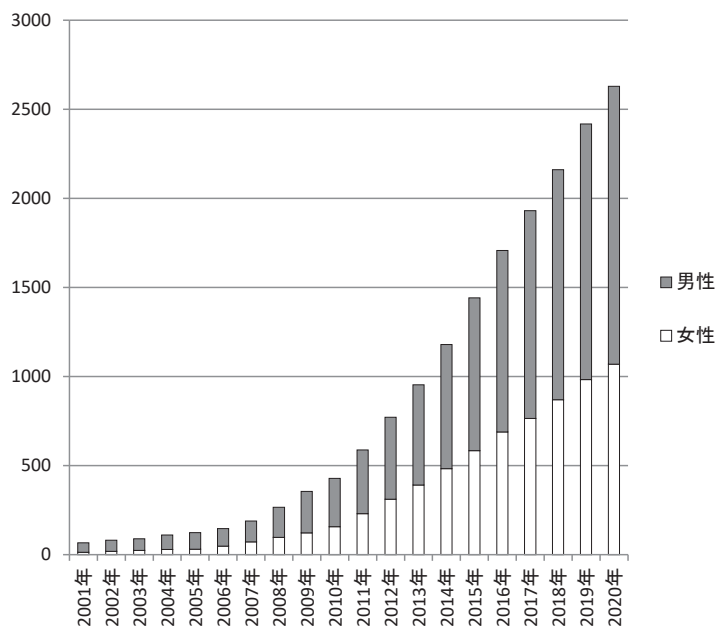
今は、間違いなくたくさんの出口が用意され、学生も「選択できる」時代になりました。教育する側も、将来いろいろな道を選ぶことが当然となった学生を教えなければならぬという意味では、ロースクールで提供すべき教育も多様化していくのだろうし、ロースクールの教員の多様化もより進化するのではないだろうか。アメリカのロースクールに留学時代、たいへん多くの著名な実務家教員がゲスト講師をしていたのを見て、学生時代からそのような有名な弁護士にアクセスし、直接教育を受けることができることを羨ましく思ったものである。日本も20年前のアメリカのロースクールに似てきているのではないだろうか。し

かも、卒業して司法試験に受ければ、売り手市場のマーケットが待っているのです。このような状況で志願者が少ないことが不思議に思える。このことは、今の高校生や法学部生、その親たちには知られていないのではないかと残念に感じる。

9. 最後に

経営法友会の調査結果を見ても、この需要は数の増加、職域の拡大、いずれについても、しばらく継続しているようであるし、コーポレートガバナンス・コードが厳しくなる昨今、今後もこのトレンドは加速するのではないかと考える。したがって、社会は、今まで以上に、法律家を求めており、弁護士/インハウスロイヤーは、多くの選択肢を有するキャリアであり、無限の可能性を有した明るい未来を感じる。

企業内弁護士の男女別人数グラフ（2001年～2020年）



企業内弁護士の男女別人数（2001年～2020年）

	女性		男性		合計
2001年 9月	13	19.7%	53	80.3%	66
2002年 5月	18	22.5%	62	77.5%	80
2003年 3月	23	25.8%	66	74.2%	89
2004年 3月	29	26.4%	81	73.6%	110
2005年 5月	30	24.4%	93	75.6%	123
2006年 6月	47	32.2%	99	67.8%	146
2007年 6月	71	37.8%	117	62.2%	188
2008年 6月	97	36.5%	169	63.5%	266
2009年 6月	122	34.5%	232	65.5%	354
2010年 6月	157	36.7%	271	63.3%	428
2011年 6月	229	39.0%	358	61.0%	587
2012年 6月	311	40.3%	460	59.7%	771
2013年 6月	390	40.9%	563	59.1%	953
2014年 6月	482	40.9%	697	59.1%	1,179
2015年 6月	583	40.4%	859	59.6%	1,442
2016年 6月	689	40.4%	1,018	59.6%	1,707
2017年 6月	764	39.6%	1,167	60.4%	1,931
2018年 6月	869	40.3%	1,290	59.7%	2,159
2019年 6月	982	40.6%	1,436	59.4%	2,418
2020年 6月	1,068	40.7%	1,560	59.3%	2,629

インハウスの場合
女性比率は4割

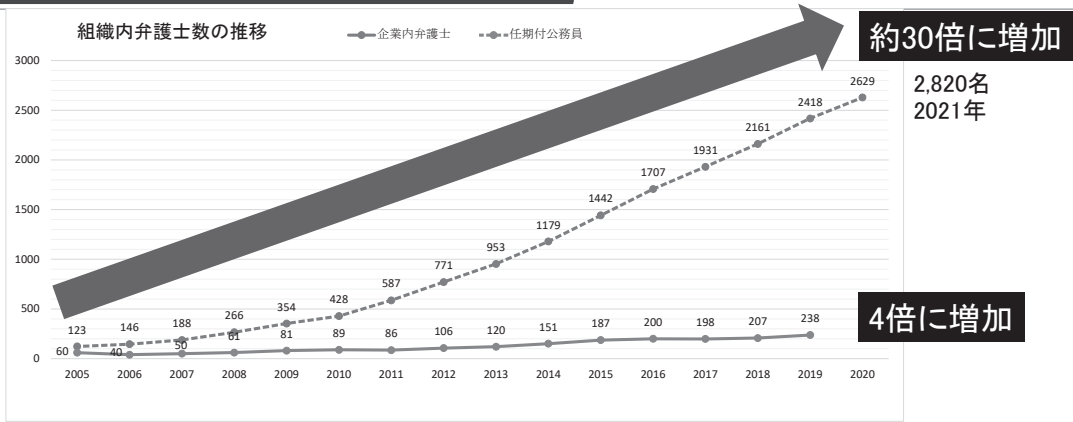
全国の弁護士数
約42,000人
女性は約8,000人
女性比率は2割

※2020年6月に弁護士登録されている全弁護士42,135名のうち、
女性弁護士は7,790名（19.1%）

日本組織内弁護士協会調べ（2020年9月）



組織内弁護士数の推移と活動の多様化 (2001年～2021年)



- 調査年月は、2005年5月、2006年12月、2007年～2020年は6月現在の数値。
- 企業内弁護士数は、日本組織内弁護士協会調べ(2020年9月)。
- 任期付公務員数は、日弁連調べ(弁護士白書2019年版150頁)。
- 上記表に反映されない、任期付公務員以外の行政機関の組織内弁護士として、形式上は非常勤であるが、実質的には常勤で勤務する者(常勤的非常勤職員)が、200数十名存在する(例:各省庁の政策調査員等)。



問3 あなたは過去に法律事務所で弁護士としての執務経験がありますか。

選択肢	人数	割合
ある	244	62%
ない	152	38%

問4 あなたの勤務先の業種を教えてください。

選択肢	人数	割合
メーカー(家電、自動車、化学、医薬品、機械等)	154	39%
金融(銀行、証券、保険等)	60	15%
IT(情報通信、ネットサービス等)	56	14%
その他	126	32%

様々な業種

問5 あなたの勤務先でのポジションを教えてください。

選択肢	人数	割合
一般従業員(法務・知財・コンプライアンス部門)	192	48%
一般従業員(法務・知財・コンプライアンス部門以外)	16	4%
管理職(法務・知財・コンプライアンス部門)	142	36%
管理職(法務・知財・コンプライアンス部門以外)	15	4%
役員・ジェネラルカウンセラー	31	8%

様々な部門

問5 あなたの勤務先でのポジションを教えてください。

選択肢	人数・割合			増減		
	2019年	2020年	2021年			
一般従業員	194	145	52.5%	208	52.5%	0.0%
管理職	126	114	41.3%	157	39.6%	-1.7%
役員・ジェネラルカウンセラー	18	17	6.2%	31	7.8%	1.7%

経営職も微増

問9 あなたの会社では、個人事件の受任は認められていますか。

選択肢	人数	割合
認められている(実際に受任したことがある)	43	11%
認められている(実際に受任したことはない)	94	24%
認められていない	259	65%

問10 あなたの会社では、副業/兼業は認められていますか。

選択肢	人数	割合
認められている(実際に副業/兼業している)	71	18%
認められている(副業/兼業はしていない)	122	31%
認められていない	203	51%

副業OK!

問11 あなたの業務において外国語を用いる業務はどの程度の割合を占めていますか。

選択肢	人数	割合
10%未満	163	41%
10%～25%未満	102	26%
25%～50%未満	78	20%
50%～75%未満	34	9%
75%以上	19	5%

出典 日本組織内弁護士協会2021年3月アンケート調査
<https://jiila.jp/wp/wpcontent/themes/jiila/pdf/questionnaire202103.pdf>